

せいか365健康ポイント事業協賛店募集要領

1. 目的

「せいか365健康ポイント事業」を通じて、健康づくりに対する無関心層も含めた健康づくりの意識を高めるしくみをつくる。

また、個人のインセンティブ付与(特典など)にとどまらず、ポイントシステムを起点に「健康づくりはまちづくり」という観点から、地域の健康づくり協働団体や企業(事業所)・商店がつながり個人の健康力向上、地域力向上、産業力向上とオール(みんな)の元気向上が図れるシステムの構築を目指す。

2. 募集内容

精華町が実施する「せいか365健康ポイント事業」において交付される「せいか365ポイントクーポン券(以下、クーポン券)」を利用することができるポイント還元協賛店(以下、協賛店)を募集する。

※協賛店とは、「クーポン券」を提示したお客様へ、その店が定めた独自のサービス(特典)を提供する店舗。

3. 事業概要

「せいか365健康ポイント事業」は、健康づくりへの関心を高め、健康づくり活動を始めるきっかけとして、取り組むことができる事業です。

町内在住・在勤の方で健康づくり関連イベント等に参加するなど健康づくりに取り組むことでお得な特典が受けられる「せいか365健康ポイント クーポン券」を入手できる。

4. 協賛店実施内容

(1) 協賛店実施内容

- 「クーポン券」を提示した利用者へ、独自の特典を提供すること。
- 特典の提供は登録年度と次年度の2カ年度まで継続すること。なお、登録解除の申し出がない場合には、その後1カ年度ごとに自動更新となる。
- 特典の内容は、精華町役場健康推進課(せいか365事務局)に連絡の上、変更することができる。
- 指定の「ステッカー」を入口等利用者が分かりやすい場所に掲示すること。

(2) 協賛店のPR(協賛店のメリット)

- 登録された協賛店については、町が協賛店を取りまとめた刊行物、町ホームページに掲載、各種イベントや事業啓発などにおいて、町が本事業に関する店舗のPRを行う。

5. 協賛店登録について

(1) 登録資格

以下のすべてに該当する事業者とする。

- ①本事業に賛同し、精華町内の店舗等において、「クーポン券」が利用できる（特典の提供ができる）事業者。
- ②以下に該当しない事業者
 - 特定の宗教・政治団体とかかわるものや、公序良俗に反すると判断される事業者。
 - 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
 - その他、本事業の趣旨にそぐわないと町長が判断した事業者。

(2) 登録方法

①提出書類

- せいか365健康ポイント事業 協賛店登録申込書（第1号様式）
- 協賛店一覧に掲載する写真（1枚）のデータ

②手続方法・募集期間

上記提出書類に必要事項を記入し、下記の申込み先に提出する。なお、申込みは随時受付するものとする。

③登録の決定

協賛店登録店についての決定の可否については、決定店に「せいか365ポイント協賛店決定通知」を通知する。なお、結果は応募店舗へ個別に通知し、結果に対する疑義は受け付けないものとする。

(3) 協賛店責務・登録の抹消

①協賛店の責務

- クーポン券の提示があった場合には、登録されている特典の提供を行うこと。
- 登録内容の変更がある場合は、速やかに申し出ること。変更は、変更開始月の前月15日までにせいか365健康ポイント事業 協賛内容変更届（第2号様式）により届け出ること。
- その他、町が本事業の趣旨に反すると認める行為は行わないこと。

②登録の抹消

以下に該当する場合、協賛店の登録抹消となる。抹消となった場合、町から提供された啓発資料を町に返却すること。

- 協賛店登録申込書に虚偽の記載があると認められた場合、また、上記の責務を遵守しないと認められた場合
- せいか365健康ポイント事業 協賛登録店解除届（第3号様式）を提出した場合は、提出された次の年度より協賛店の登録が抹消となる。

6. 申込み・問い合わせ先

精華町役場 健康福祉環境部 健康推進課（せいか365事務局）

TEL：0774-95-1905

FAX：0774-95-3974

(第1号様式)

「せいか365健康ポイント事業 協賛店登録申込書」

届出日： 年 月 日

精華町長 様

「せいか365健康ポイント事業」の協賛店として申し込みます。

1. 店舗(会社)名	(フリガナ)
2. 所在地	〒
3. 代表者氏名	
4. 担当者名・役職	
5. 電話番号	
6. FAX番号	
7. メールアドレス	
8. ホームページアドレス	
9. 営業時間	
10. 定休日	
11. サービス(特典)の内容	
12. 店舗のPR	(50文字以内:協賛店のチラシ等に記載します)

下記の内容をご確認いただき、してください。

特定の宗教・政治団体と関わるものや、公序良俗に反すると判断される事業者ではありません。

役員等が、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者ではありません。

上記記載内容の内、「担当者名・役職」「メールアドレス」を除く内容を、町ホームページ等に掲載してかまいません。

登録年度と次年度の2カ年度において本事業における特典提供を続けます。

登録解除を申し出ない場合、上記期間後は1カ年度ごとの自動更新になることを了承します。

以上、相違ありません。

代表者氏名 _____ 印

(第2号様式)

「せいか365健康ポイント事業 協賛内容変更届」

届出日： 年 月 日

精華町長 様

代表者氏名 _____ 印

「せいか365健康ポイント事業」協賛内容を変更しますので、届け出ます。

変更内容のみ記載	変更前	変更後
1. 店舗(会社)名	(フリガナ)	(フリガナ)
2. 所在地	〒	〒
3. 代表者氏名		
4. 担当者名・役職		
5. 電話番号		
6. FAX 番号		
7. メールアドレス		
8. ホームページアドレス		
9. 営業時間		
10. 定休日		
11. サービス(特典)の内容		

(第3号様式)

「せいか365健康ポイント事業 協賛登録店解除届」

届出日： 年 月 日

精華町長 様

代表者氏名 _____ 印

「せいか365健康ポイント事業」協賛店の解除を届け出ます。

1. 店舗（会社）名	(フリガナ)
2. 所在地	〒
3. 代表者氏名	
4. 担当者名・役職	
5. 電話番号	